

高レベル放射性廃棄物を搬出する 約束は守らせる

国・事業者との ヒアリング集会

報 告 集

開催日 2025年5月13日(火)午後3時～午後5時30分
場 所 衆議院第2議員会館第5会議室
主 催 核のゴミから未来を守る青森県民の会

- 参加者
- ・核のゴミから未来を守る青森県民の会
阿部一久 共同代表
奥村 榮 共同代表
古村一雄 共同代表
メンバー(荒木・伊藤・菊川・澤井・下館・中道・畠山・山田)8名
 - ・県会議員
鹿内博・吉俣洋・安藤晴美・田端深雪 4名
青森県から14名参加
 - ・国会議員 8名
舩田 世喜男 衆議院議員(立憲)
佐原 若子 衆議院議員(れいわ)
山崎 誠 衆議院議員(立憲)
大河原まさこ 衆議院議員(立憲)
辰巳 孝太郎 衆議院議員(共産党)
いわぶち 友 参議院議員(")
紙 智子 参議院議員(")
福島 みずほ 参議院議員(社民党)
阿部智子議員秘書・辰巳孝太郎議員秘書 参加
 - ・東京・周辺在住反原発団体等、個人の方々 総勢 43名

第 1 部 国等とのヒアリング

進行 澤井正子

- ・要請書提出 阿部一久共同代表から
経済産業省・原子力規制庁・電気事業連合会に要請書を手渡す。



■要請項目に対する回答

【要請項目】

(1) 安全協定〔平成 6 年 (1 9 9 4 年) 1 2 月 2 6 日締結〕で一時貯蔵期間を「 3 0 年 ~ 5 0 年」としたのは、日本原燃が平成 6 年 (1 9 9 4 年) 1 1 月 1 5 日で県に提出した「六ヶ所廃棄物管理施設でのガラス固化体の管理期間及び管理期間終了後の取り扱い」で「国の方針」と明記していることから、搬出期限順守の第一義的責任は国にあり、国の見解と対応を求める (別紙 参照)

《回答》

原子力立地核燃料サイクル産業課になります。

まず一つ目の (1) からご回答させていただきます。

安全協定で一時貯蔵期間 3 0 年から 5 0 年としたのはという質問に対してです。

ご指摘の日本原燃が青森県に提出した文書にある国の方針とは、「原子力の研究開発及び利用に関する長期計画」における 3 0 年間から 5 0 年間程度冷却のための貯蔵行ない、その後地下深い地層中に処分する方針を指しているものだというふうに認識をしております。

この方針は、冷却のための貯蔵方針を定めたものと考えておりまして、日本原燃の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターについてはご地元と事業者の協定において、それぞれのガラス固化体についてですが、受け入れた日から 3 0 年から 5 0 年間というふうにあの期限をされているというふうに認識しておりまして、日本原燃は管理期間の終了時点でそれぞれのガラス固化体を電気事業者に搬出するものというふうに承知しております。

その上で、国としましては事業者に対して約束の遵守をしっかりと指導して行くと共に、特に、先月第 8 回使用済燃料対策推進協議会というものを行いましたが、その場においても経産大臣から必要な取り組みの検討というものを要請させていただきました。

国としましては、可能な限り早期に最終処分地に関する目処がつけられるように前面に立って取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

【要請項目】

(2) 2 0 2 5 年 4 月 2 5 日までに搬出できなかったことに関し、国、事業者に県民に対する謝罪と説明を求める。

《回答》

続きまして、(2) に進ませていただきます。

2 つ目ですね、2045 年 4 月 25 日までに搬出するために具体的にどのような対応しているのかという所でございますけれども、国は事業者に対してですが、ご地元との約束したものを遵守するように指導を行ってきておりまして、先ほど述べましたように使用済燃料対策推進協議会においても、武藤経産大臣から事業者に対して、青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限の遵守及び必要な取組みの検討を行うように指導をしたところでございます。要請をしたところでございます。

国としては引き続き事業者の指導を行った上で、検討状況について確認してまいりたいというふうに考えています。

【要請項目】

(3) 国、電気事業連合会に、2045 年 4 月 25 日までに搬出する具体的対応と、その担保を求める。(これまでの30年間ではできず、残り20年間で確実に搬出する具体的な担保として、立法措置、ロードマップ策定など)

(4) 国はこれまで、事業者を指導するとしてきたが、指導内容について説明を求める。併せて、電気事業連合会は「検討する」と青森県議会で答弁しているが、これまでの検討状況及び今後の検討内容について説明を求める。

《回答》

今までの回答で、おそらくこの(3)、(4)をお答えしたと思っております。

【要請項目】

(5) 2 0 4 5 年 4 月までに最終処分場の操業が不可能であることから、最終処分地以外への搬出について国、電事連の見解及びタイムリミットを設定した、具体的検討を求める。

《回答》

続いての(5)のところですね、この2045 年 4 月までに最終処分場が操業不可能であることから、最終処分場以外の搬出先について、国及び電事連がタイムリミットを設定した具体的な対応を求めるというところでございます。まず、国としましては、事業者の皆様に対して青森県及び六ヶ所村と日本原燃が結んだ搬出期限に関する約束、これを遵守するように、先ほどもございましたけれども、しっかり指導してまいりたいというふうに思っております。

こちらを繰り返してになってしまいますけれども、先月 4 月に、第 8 回使用済燃料対策推進協議会こちらを開かせていただきまして、経産大臣から必要な取組みを検討、事業者に要請したところでございまして、引き続き事業者をしっかり指導してですね、取組みの検討状況について確認して行きたいというふうに思っております。

その上で2045 年との関係でございまして、最終処分法に基づく調査や建設に要する時間、これについては例えば、それぞれ調査に20 年、建設に10 年程度といった目安をこれまで示してございますけれども、実際の問題としては、技術の進展ですとか、具体的な立地地点、これは地域の皆様の理解を得ながら進めていくものですけれども、具体的な立地地点の状況、まあこういった様々な要因に左右されることも想定されておりまして、一概に10 年、20 年、30 年といった、一定の期間が必要というわけではないというふうに考えているところでございます。

一方ですね、最終処分場の選定の関係では、北海道の寿都町、神恵内村、佐賀県の玄海町と、今3地点において選定に向けた取り組みを進めておるところでございます。

最終処分は長期にわたる事業でございますので、こういった地域の皆様のご理解なくして進められませんけれども、そういったご理解いただくべく丁寧に進めていきたいというふうに思っております。

この三地点以外に、全国の出来るだけ多くの地域において、地層処分事業にまずは関心を持っていただき、文献調査を受け入れていただけるように、全国の地方公共団体これを国が直接戸別訪問するですね、我々「全国行脚」と呼んでおりますけれども、こういった取り組みを通じ、国主導の働きかけというのでも強めていきたいというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、これらの取り組みを通じまして、可能な限り早期に最終処分に関する目処がつけられるように、国としても前面に立って取り組みを進めていきたいというふうに考えております。(担当は放射性廃棄物対策課)

【要請項目】

(6)「特定放射性廃棄物の最終処分法」に基づく処分計画の早期策定を求める。

(処分計画ができなければ、最終処分開始までのスケジュールも見えず、NUMOが実施計画を策定できず、概要調査も実施できず、最終処分場は困難となりかねない)

《回答》

続きまして、頂いている(6)ですね、最終処分法に基づく最終処分計画についてでございます。最終処分方法に基づく処分計画は、早期策定を求める現状を説明されたいということで伺っております。

最終処分法に基づく最終処分計画、これは2008年、平成20年に定めてございまして、以降、改定は出来てないということでございますけれども、平成23年の東日本大震災ですとか、その後の原子力政策を取り巻く状況の変化、こういったものの影響もありまして、改定してないことは事実でございまして、検討課題だというふうに認識をしておるところでございます。

一方、2015年、平成27年ですとか、あとは2023年、令和5年になりますけれども、最終処分法上で、処分計画の上位に位置します基本方針というものがございまして、こちらは順次改定をしてきているというところでございます。

直近の令和5年の改定においては、国による有効地域の拡大のための活動を強化してきてございまして、先ほどの全国行脚ですとか、対話型の説明会がこういった取り組みを通じまして理解活動をしっかりやって行きたいというふうに思っております。

これらの取り組みを通じまして、去年の6月には佐賀県玄海町での文献調査の開始をさせて頂いておりますし、繰り返しになってしまいましたが恐縮ですが、北海道の寿都町、神恵内村においては概要調査移行に向けた行程の理解と、これを北海道で昨年の秋からやってきているところでございます。

そういった取り組みを通じて、理解を求めるとともに、基本方針最終処分計画については、現在の様々な取り組み状況ですとか、そういった進捗を求められていると思っております、こうした観点に立って最終処分計画の改定を検討しているということとしてございます。

(6)までは以上でございます。

【要請項目】

(7)最終処分に関する安全規制の法的整備を求める。

《回答》

続いて(7)でございます。私、原子力規制庁原子力規制企画課です。安全規制ということで、規制庁の方からお答えをさせていただきます。

最終処分に関する安全規制の法的整備ということで、これは処分場の審査基準ということかと思っておりますけれども、まずこの地層処分と言いますと、まあ NUMO の方でも最終処分法に基づく処分地の選定ということが話されているというところでした、文献調査から順次今話が進んでいるというふうに理解しております。

先ほどの地層処分については、最終処分に関する基本方針という閣議決定文書がございますけれども、この中で原子力規制委員会というのは最終処分に関する安全確保のために、規制に関する事項については順次整備し、それを厳正に運用するというふうに言われております。

これを受けまして、原子力規制委員会としましてはちょっと長いですが「特定放射性物質廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全性を少なくとも考慮されるべき事項」、我々よく「安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」と言っておりますけど、これを 2022 年 8 月 24 日に決めてございます。

こちらの選定にあたって、必要な既出条件なんかを決めているものですので、実際の最終処分の建設ということになりますと、まあ今まだ文献調査、概要調査に行くかどうかというところだと思いますけども、その後調査を踏まえて、位置が決まった後申請が出てくるということになりまして、現時点ではまだ最終処分の施設がどういう状態のものになるかっていうのは明らかになっていない状態でした、まだこれを基準に決められるような段階ではないのかなという風に考えております。

いずれこの最終処分選定のプロセスについては、検討状況などを踏まえまして、我々としてもあの適切な時期で検討を進めていくこととございます。

続きましてのご質問に対して、核燃料対策課がご回答致します。

【要請項目】

(8) 六ヶ所再処理工場のアクティブ試験及び本格操業で発生するガラス固化体の発生量、管理期間、搬出先、搬出責任の明確化及び立法措置を求める。(海外返還 1,830 本貯蔵、平成 19 年(2007 年) からの試験で 346 本発生。平成 17 年(2005 年) 策定の処分計画では年間最大 1,500 本、平成 20 年(2008 年) 策定の処分計画では年間最大 1,600 本発生するとある)

《回答》

再処理工場で製造されたガラス固化体については電気事業者により搬出をされるものだというふうに承知しております。その上ですけれども、30 年から 50 年間同工場で保管されるということです、日本原燃の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターについてはご地元事業者の協定でそれぞれのガラス固化体について、受け入れた日から 30 年から 50 年間の貯蔵期間というふうにされておりまして、日本原燃は管理期間の終了時点で、それぞれのガラス固化体を電気事業者に搬出させるものだというふうに認識しております。

また六ヶ所再処理工場で製造されたガラス固化体につきましても、事業者により搬出されるものと承知しています。

その上ですけれども、第 7 次エネルギー基本計画におきまして、中間貯蔵施設などで貯蔵された使用済燃料を六ヶ所再処理工場に搬出し再処理する方針とその実現に向けて同工場の安全性を確保した安定的な長期利用を行う方針をお示しさせていただきました。

同方針を踏まえまして、再処理される具体的な時期というのが今後決まっていくものになると思いますので、青森県からガラス固化体が全て搬出される時期ということはちょっと予断を以ってお答えすることは困難であるというふうに考えております。

続きまして最後の第 7 次エネルギー基本計画においてということですが、使用済み MOX 燃料の再処理について

国として、青森県を最終処分場としないという旨を約束させていただいておりますので、六ヶ所再処理工場のガラス固化体は、すべて電気事業者に運び出して頂くというところできちんと進めていきたいというふうに考えています。

【要請項目】

(1 0) 第 7 次エネルギー基本計画に、ガラス固化体及び地層処分相当低レベル放射性廃棄物（六ヶ所再処理、海外返還分含め）の管理期間、搬出責任及び最終処分場開始時期が明記されていないことから、各々の計画をエネルギー基本計画同様、閣議決定することを求める。

《回答》

放射線廃棄物対策課でございます。

頂いてる質問の 10 番のところでございます。第 7 次エネルギー基本計画にガラス固化体及び地層処分相当の廃棄物の管理期間、搬出、最終処分が明記されていないことから、各々の計画をエネルギー基本計画の閣議決定することを求めるというご指摘頂戴してございます。

こちらについては、元々すみません繰り返しになってしまってますんですけども、日本原燃の高レベル放射性廃棄物管理センターについては、ご地元と事業者の間の協定において、それぞれガラス固化体について受け入れた日から 30 年から 50 年間とされてございます。

日本原燃は管理期間の終了時点で、それぞれのガラス固化体を電気事業者へ搬出させるものと承知しておりまして、国としては事業者に対して約束を遵守するようにしっかりと指導して行きたいというふうに思っております。

またですね、六ヶ所再処理工場で製造されたガラス固化体については、まずは事業者と地元との間でご検討いただくべきものではないかというふうに考えてございます。

最後に、最終処分の開始時期でございますけれども、こちらは一義的には最終処分計画において定めるべきものというふうに考えてございます。

先ほども前の方の問いでございましたけれども、最終処分計画自体はですね平成 20 年に定めて以降改定出来てございませんけれども、先ほど申し上げました通りですね、東日本大震災以降の影響を受けて、検討中ということですが、そういった中で検討課題としては認識してございますけれども、まずもって最初の開始時期についてはええ最終処分、それは閣議決定されているものでございますので、こちらで定めていくということになるというふうに理解をしております。

《回答》

電気事業連合会でございます。いただいております 10 個の質問の中で、電気事業連合会の方に問われております内容について、ご回答申し上げます。

(3) (4) の所でございますけれども、ガラス固化体の最初の受け入れから 30 年を迎えまして、残りの期間が 20 年となるということをしっかり事業者としても認識した上で、引き続き出ず期限を遵守するために必要な取り組みについて検討してまいります。

高レベル放射性廃棄物の処分については、私共、電力事業者としましても、発生者としてですね、基本的な責任を有する立場からですね、国でありますとか、NUMO ともございます、連携しつつ、地域の皆様との対話活動を通じまして全国の出来るだけ多くの皆様の関心や理解が深まるように引き続き取り組んで参ります。

他方、事業者としましては 2023 年、2 年前ですね 8 月 29 日に開催されました第 13 回核燃料サイクル協議会以降、搬出期限順守に向けて何が出来るかという観点で、検討を行ってきたところでございます。

先日ですね、4 月 17 日に開催されました第 8 回使用済燃料対策推進協議会におきまして、改めて武藤経済産業大臣より期間期限厳守に向けてですね、必要となる取り組みの検討を要請されたことを踏まえまして、我々事業者としてもですねより具体的な取り組み内容を検討するということをお伝え申し上げました。

現時点におきまして、取り組みの具体内容というところにつきましては申し上げられる段階ではございませんけれども、今後ですねしっかりと検討しまして、搬出期限を遵守するように取り組んでまいります。

(5) の所につきまして、いまのご回答とですね、同じようになってしまうけれども、最終処

分について事業者としての、事業者はですね発生者としての基本的な責任を有しております。先ほど申し上げましたが、国、NUMOとも連携しながらですね、他の地域の皆様との対話活動等を通じまして、できるだけ多くの皆様のご関心や理解が深まるように、引き続きこれに取り組んでまいります。

30年を迎えて、残り20年ということをしかりとし認識した上で、引き続き搬出期限遵守に必要な取り組みについてはやっております。

先ほど申しましたが、4月の使用済燃料対策協議会の中でも、経産大臣より要請を受けておりますので、こういったことを踏まえて、具体的な取組みの内容を検討するということを改めて、その場で電気事業連合会の方から最初の頃でございます。繰り返しになりますが、具体的内容については今時点ですね、申し上げる段階ではございませんけれども、まあ今後しっかりと検討しまして、搬出期限を遵守するように取り組んでまいります。

■要請項目への回答に対する、参加者から再質問、意見 国、事業者の回答

質問者 青森県からの参加者は姓のみ・国会議員は氏名

回答者 所属課 個人名無し

A 原子力立地核燃料サイクル産業課

B 放射性廃棄物対策課

C 電気事業連合会

古村：

私はリンゴ農家です。リンゴの花盛りです。しかも春作業で、今年の収穫に大きな良質のいいリンゴを取るためには、昨日、今日からの人工交配、人工授粉が一番必要で、大切な作業の時期であります。

青森県は工場とは名ばかりの、再処理とかウランとか、工場の名前がついていますが、すべて中断したり延期したり、工場の名に値しないサイクル施設ばかりであります。反面、核のゴミは高・低レベルに関わらず、着々と青森に搬入されております。

私共は30年から50年の約束を守って下さいということで、今まで県と話し合いを続けてまいりました。

しかし今皆さんが答えられたように、皆曖昧な答弁に終わっています。したがって私共はあと残されているのは20年しかない、こういう状況を捉えて、より具体的に踏み込んだ国の取組み、或いは電事連の働きかけ、こういうものを求めて話し合いを持とうということで今日の集会になったわけであります。

今の答えを聞いていますと、全て今までの枠を何ら出していない。新鮮味は全くない。私共にとっては3万3千円かけて新幹線の切符を買ってきたんですが、全くそれに値しない返事で、このまま手ぶらで帰るわけにはいかない、そういう思いを受けました。

まず一つですが、国の責任ではないのか。私共は国の責任だという具合に考えています。

先ほどお答えをした方も触れておりましたが、原子力長計では、国の方針としてその期間を定め、国が責任を負う。これが30年間から50年とした記述の書き方であります。

国が責任を持つですから、当然に提出期限を守る第一義的責任というのは事業者よりも国にあるこう考えていますが、これについてご見解をお伺いします。

A：はい、ご質問有難うございます。

原子力立地核燃料サイクル産業課でございます。

先程のご回答と重複することになってしまいますけれども、その 30 年から 50 年というところにつきましてですが、原子力長計においては、冷却のための貯蔵方針を定めたものだというふうに考えています。

その上でご地元と事業者の協定において、それぞれのガラス固化体において、受け入れた日から 30 年から 50 年間の貯蔵期間ということを協定で書いているというふうに認識していますので、国としましては事業者に対して約束を遵守するようにしっかり指導するというふうに考えております。

古村：じゃあ搬出するっていうことは、国の責任ではない。そういう具合に理解してるんですか。

A：搬出する契約というところは、事業者と地元の中の協定で書かれたというふうに考えています。その上で、国としては指導する。約束をしっかり守るように、遵守するようにしっかり指導して行くという関係性だというふうに理解しております。

古村：じゃあ事業者と地元の関係だと搬出については？

A：そこに対して約束を守るようにというふうに指導するのが国の立場だというふうに感じています。はい考えています。

古村：それから最終処分場については、調査に 20 年、建設に 10 年、しかしこれにはこだわることはなくて、まあ早くも早めることも出来るんじゃないかみたいなお話がありましたけれども、この 2045 年 4 月 25 日までに最終処分場の操業出来ない状況というのが出てきた場合、その責任は国にあるんじゃないかとも思いますが、いかがでしょうか。

B：はい。放射性廃棄物対策課でございます。

2045 年との関係でございますけれども、これも繰り返しになってしましまして恐縮ですがけれども、やはり国としてはですね、事業者に対して御地元と結んだ協定をしっかり遵守するようにしっかり指導して行くというのが、まず最初の答えになりまして、先ほど使用済燃料対策協議会でも、そういったところで、その確認はして行きたいというふうに思っているところでございます。

その上で、20 年ですとか 10 年、あのこれは最終処分法に基づく調査ですとか、最終処分場の建設に関する目安でございますけれども、これも例えば技術の進展ですとか、具体的な立地地点の状況。こういったものに左右されるところでございまして、一概に 10 年、20 年、30 年という、一定の期間が必ず必要ということではないというふうに思っております。

最終処分場の建設、これは一日も早くでございますけれども、文献調査地域の皆さんの理解なくして進めることが出来ないというふうに思っておりまして、そういった地域の皆様の理解を得ながら、一日でも早い最終処分場の建設というのを目指して行くというのが、国としての方針だというふうに理解しております。以上でございます。

古村：しかし 30 年かかるとは一概には言えないとしても、あと残り 20 年なわけだ、しかも処分計画も何もできていない。

そういう中で、2045 年までに着工すら出来ないのではないかと、こう思うんですが、この辺はどうなんですか。

一概に言えないと言っても、遅くなることはあっても、30 年以上かかることはあっても、20 年以内に最終処分場が出来るという想定は、我々素人でも考えられないんですが、いかがですか。

B：はい。放射性廃棄物対策課でございます。

先ほど処分計画が改定されてないというふうにご指摘いただいたのは、あのおっしゃるとおりで、検討課題だというふうに思っております。

その上で、これ目安と申し上げているのは、20年の調査、10年の建設というのがございますけれども、やっぱりこれはどうしても、今後の技術進展歩点ですとか、具体的な状況、これにどうしても影響を受けてしまう要素だというふうには思っております、あの一律何年とかいうのは申し上げられません。

理論上は短くもなくなるというふうには思っておりますけれども、国としてはですね、一日も早い最終処分場の建設・着工そういったものに全力で取り組んでいきたいというふうに思っております、お答えは以上になります。

古村：何回も今まで聞かされてきた。何かことがある度に、新たな知見を取り入れてとか、今は技術の進展とか、それが一回も実現したことはない。

遅れることはあっても、だからこういう現実から行けば、もう少し具体的に踏み込んで、正直に話してもらった方が我々としては理解が進むと、そう思っているところであります。

この大きな二番目の、県民への謝罪と説明を求めるとありますけれども、この辺で、そろそろ、その2025年4月25日の30年から50年まで、30年目に入ったことに対して、国は県民に対して謝罪してと言っても、今の答弁を聞けば、その気はさらさらないだろうし、少なくとも県民に対して説明をする。青森で説明会を開催する。そういうお考えはないでしょうか。

A：原子力立地核燃料サイクル産業課でございます。

今の時点で、説明会を開くというような話には、資源エネルギー庁としては思っておりません。

30年間から50年間と約束の期限に入ってきたということについては、重々理解をした上で、事業者をしっかりと指導して参りたいというふうに考えております。

古村：一番の原因は多くの県民、国民もそうでしょうけれども、信頼できない。それが原子力に対する正直な気持ちだと思います。

ですから、そういう意味では県民に対して、こうこうだからこうなんだという説明会を開いて、あなた方が常に文書に出てくる「信頼を」、「信頼を」というこういう努力をすべきだと思うんですが、今もってそういう気はさらさらないということでございます。

他の問題もありますので、先へ進めていきます。

この提出（搬出）期限を守るための具体的な対応と検討なんです、これが具体的な対応と検討がなければ、やっぱり我々としてもなかなか理解も出来ないし信頼も出来ない。

今までどおり、例えば電事連の会長が新たに就任する度に言うのは何かと言えば、「約束を守る」、「検討する」。経産大臣も変わる度に「約束は守る」、「指導する」なわけだ。

今もって土壇場に来て、最終処分場が2045年の4月までは全く見込みがないとほとんどの人が思っているにもかかわらず、依然として「指導する」、「検討する」なわけだ。

したがって具体的に、こうこういう手順で工程を踏んでという、向かっていく、少し前に出て我々と議論をしたり、立地自治体と話し合いをするという必要性があると思いますが、いかがでしょう。

B：はいすみません、放射性廃棄物対策課でございます。

最終処分のところで申し上げますとですね、先ほどの最初のご答弁でもありましたけれども、北海道の寿都町、神恵内村、佐賀県の玄海町の三地点で文献調査を進めておりますけれども、これ以外にも他の地点における文献調査を受け入れていただけるように理解活動、これは国も前面に立って進めてまいりたいと思っております、すみません、これは地域の理解なくして文献調査の受け入れというのはございませんので、国から押し付けるわけにはいきませんけれども、しっかり理解を得ながらですね文献調査地域を広げていくことで、社会全体の関心・理解というのを最終処分について高めていただいております、これは青森だけの問題でもございませんし、北海道、佐賀県玄海町だけの問題ではございませんので、そういう理解醸成を進めながらですね、諸外国に目を転じますと、複数の地点から文献調査をやりながら絞り込んでいくというところがござい

ますので、我が国においてもそういったことをしっかりやっていけるようにですね、最終処分の側においても取り組んでいきたいというふうに思っています。

古村：文献調査は2年が必要だと言ったのに4年経過しているわけですがけれども、この辺はどう認識しているものなのでしょうか。

B：はい、文献調査、寿都町、神恵内の立地地点については4年かかっているのは事実でございます。これは史上初めて取り組んだということも影響を受けておりますし、途中ですね、文献調査をまとめるに当たって、評価の考え方みたいなものをちょっと丁寧にですね審議会の方でございますけれども、そういったところでご審議いただきながら進めてきた結果だというふうに思っております。すみません4年が正しいというふうには思っておりませんが、丁寧に進めるという意味ではしっかり最初のケースで取り組んできたというふうに思っております。時間かかっているというご指摘はおっしゃるとおりでございますけれども、引き続き今後のプロセスに向けても地域の皆さまの理解、後は全国の皆さんに理解を深めていただきながらやっていく、頑張っていきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

古村：最終処分場があと20年で無理だとした場合、我々は無理だと思っておりますけれども、無理だとした場合には国はどのような対応するのか、どこに搬出しようとするのか。

B：はい。仮定のお話でございますので、難しいところでございますけれども、繰り返しになりますけれども、事業者をしっかり指導してですね、期限を守っていただけるように我々としてもできることをしてまいりますし、その上で一日も早い最終処分場の着工・建設、そういったものに全力で取り組んでいきたいというふうに思っています。

あの同じ答弁になってしまいまして申し訳ありません。

古村：堂々巡りになって、今の段階では。

4番目に入って行きたいと思います。国が事業者を指導するとして、ずっときてますけれども、この指導内容について説明をいただきたい。

合わせて電事連に対して、「検討する」、先ほど申し上げたように、記者会見等ではしょっちゅう答弁し、お話してるわけですが、現時点では電事連は申し上げる段階ではない。こういうことを言ってますけれども、何年も前から検討するって言うてるわけだ。我々にしてみれば「検討する」というお話し、お答えは「やらない」という具合に理解するんだけれども、「何もしない」。この「検討する」って長年喋ってきたけれども、具体的にどういう方向で検討して、いつ頃までに公表できるものなのか。

A：核燃料サイクル産業課から、まず国についてですが、先ほども説明させていただきました通りですね、先月4月に開催した使用済燃料対策推進協議会において大臣から事業者に対してですが、事業者が青森県に搬入されたガラス固化体に関して期限の遵守及び必要な取り組みの検討を行うよう要請をするという形で、指導をさせていただいております。

C：電気事業連合会でございます。

我々の方としましてはですね、今ちょっと先ほども少し繰り返しますが、まさに最初のガラス固化体を受け入れてから30年が経過し、残り20年であるということですね、しっかり認識した上でですね、今時点ではあの大変申し訳ないんですが具体的な内容ということは申し上げられないんですが、搬出期限までに遵守、搬出することを遵守するという事に対して、先日もですね4月にありました使用済燃料対策協議会においても、より具体的にという言葉で、これは抽象的だというふうにあのおっしゃるかもしれませんが、我々もそういったその定性的なところにより、具体的に取り組み内容を検討するというのを、大臣の方にお約束

させていただきました。

それを事業者として、しっかりできるようにですね取り組んでまいりたいと思っています。

古村：電事連の内部に、2045 年問題で内部に検討組織って言えばいいんですか、そういう検討するための組織というものを作ってるもんですか。

C：電気事業連合会でございます。

特別にそのためだけの組織というものを作ってございせんけれども、電気事業連合会の組織の中に原子力部というところがございます、その中でしっかりと検討しておりますし、また最終処分推進本部というものも電気事業連合会の中に組織として位置付けてございまして、そういった部署とかですね、互いに連携しながらですね、検討を進めているところでございます。

古村：最近のニュースでは、原発の立地自治体がただ県外に持って行けと言うばかりではダメだと、自分達も自らのこととしてこの最終処分問題について取り組んでいかなければならない。こういう記事を目にしましたけれども、これら原発立地自治体とこの最終処分についての話し合いの場を設けるとか、そういうことは国及び電事連の方では考えてないもんですか。

B：放射性廃棄物対策課でございます。

最終処分の関係は、先ほど電事連さんからありましたけれども、最終処分推進本部があるというふうに思っておりますし、コミュニケーションは日頃してございますので、あのその一環というふうに思ってます。特にそのために何かこう新たにすることではないと思いますけど、日頃のコミュニケーションと思っています。

古村：日頃のコミュニケーション。じゃあ、電事連にもお願いします。

C：電気事業連合会最終処分推進本部です。

先ほどのエネ庁のご意見と繰り返しになるんですけれども、常日頃のですねコミュニケーションの中で、しっかりとこれからもですね引き続きコミュニケーションを図っていきたいというふうに考えております。

古村：処分場外の搬出ということに私共はこだわっています。

というのは、50 年の約束は守られない。したがってこの六ヶ所村から他所へ持って行くと考えているわけですが、そういう意味ではこの最終処分地どこになるか分かりませんが、この最終処分地以外への搬出について、国、電事連の見解と言うんですか、タイムリミットを設定して、具体的に検討を行うことを求めたい。

なぜかと言いますと、できるだけ準備に必要な時間を取ることですから、お宅さん達が一概に、まあ 20 年、10 年、30 年にこだわる必要はないというような話をしていますけれども、あと 20 年、残すのみでありますので、その最終処分場どこになるか分かりませんが、最終処分場以外に持ち出す心積もり、準備、これも合わせて公表する必要があるのではないかとそう思っています。

そのためにはいついつまでというタイムリミットが必要なんではないかと思っておりますので、国の対応が曖昧なままで行けば 2045 年にいくら約束を守りますと言っても、何ら担保は示されていない。

こういう具合に私たち共は受け止めています。どういうお考えを持っています。

B：放射性廃棄物対策課でございます。

2045 年、最終処分地以外と言うところでもありますけれども、ここもすみません今日何回も同じことを申し上げて恐縮ですけれども、事業者としてですね、地元とのお約束である搬出期限に

向けて、しっかりと守っていただくようというのが国の立場でございます。

その上で、国としては最終処分計画これが改定出来てないのは事実でございますけれども、地元の理解、これなくして最終処分事業前に進めることもできないのが事実だと思っております、そういった観点で一日でも早い最終処分場の着工・建設、これを目指して行きたいと思っておりますけれども、現地以外の仮定の部分については、すみませんここで私からお答えするのは、ちょっと控えさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

古村：ですから、地元の理解を得るっていうのは、原子力施設の場合は多大な期間、努力を必要とするわけなので、私共は 20 年を守るというのであれば、やっぱり今からでも取りかかるべきだと、しかもどんな状況になればそういう搬出先も含めて公表するような事態になるのかということの一つと、県外なのか或いは六ヶ所村以外の青森県内の自治体市町村になるのか、さらにまた搬出先となるこの例えば原発の立地自治体へ返すとした場合は、その自治体の了承もまた得る必要があると思うんですが、それが必要なのか。仮に柏崎から入ったもの柏崎に返す、その時の市長の同意とか、県知事の同意、こういうものが必要になるのかならないのか、お尋ねします。

B：はい、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、事業者電事連に対してですね、この 2045 年問題に対しては、必要な取り組み、具体的に検討してほしいということで、先月の使用済燃料対策推進協議会でお伝えをしているところでございます。

現時点で、すみませんお答えは電事連から申しただけだと思いますが、具体的内容は先ほど述べたように現時点で言えるものがないことであると思っております。

その上で、すみません、仮定の話で、県内なのか、県外なのかとか、そこについて私からお答え出来る内容を持ち合わせてございませんので、この場で明確にお伝え出来ませんけれども、これも、すみません、何弁もちょっと申し上げて恐縮ですが、最終処分場の建設に向けた取り組み、これは一日も早くというふうに思っておりますが、一方でこれは長期にわたる事業でございますので、最終処分場建設する地域の理解これなくしても進められないというのも正しいと思っております。

そのバランスを取りながらですね、出来ることを精一杯やっていくということが大事だと思っております、はっきり申し上げずに恐縮ですが、そのように考えてる次第です。

C：電気事業連合会です。

ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、我々としてもですね、残りは 20 年ということとはしっかりと認識してございます。その上で、現時点でですね取り組みの具体、それを何かっていうのを聞きたいということだと思いますけれども、今の時点で具体的な内容ですが上げられる状況に、段階にないということを改めて申し上げさせていただきますが、今後ですねしっかりと検討致しまして、搬出期限を遵守するという事に向けて取り組んでおります。

古村：トイレなきマンションと言われて数 10 年、4、50 年経ってるわけだ。そしてこの 30 年から 50 年っていうのは、もうすでに 30 年が過ぎてあと残り 20 年。それでもまだ言えないというだけ、この最終処分場をどうするかっていうのは、それくらい問題が大きいわけだし、そう簡単に 20 年で出来るものではない。そういう考えにならないものですが、あんた達。無理だと、最終処分場の建設どこに建設をし操業させると、20 年では無理ではないのか。ここはどう考える。ただ言える段階ではなくて、常識でさ。

B：はい。放射性廃棄物対策課でございます。

今のご指摘自体は、はい重く受け止めてございますけれども、一方でですね、最終処分法の制定、これ 2000 年でございますけれども、20 年間にわたって文献調査出来てなかった中で、ようやくではございますけれども、文献調査 3 地点で始めているというところが足元の状況でございます。

このプロセスを地道に進めること自体もですね一方で必要だと思っております、その取り組みを進めつつですね、一日も早い最終処分の実現が避けて通れないというふうに思っておりますので、そこに向けた取り組みを精一杯やっていきたいというふうに思っております。

古村：えっと次も、今の問題に関連します。NUMO が実施計画なんかを作成できないっていう、それから概要調査もこれから実施出来ないだろうと、最終処分場は困難なんではないかと、こういうことについてなんですが、この処分計画がなければ概要調査にも移行できない。こう思ってますけれども、皆さんはどう考えています。

B：はい。最終処分計画と概要調査の関係だと理解をいたしました。

法律上ですね、最終処分計画には概要調査地点について記載をするというふうに定められてございますので、今現状北海道の寿都町神恵内村については、先月まで意見募集しておりましたので、現在 NUMO において取りまとめている最中でございますけれども、それが終われば法律の手続上は意見聴取をして行くと、これは知事と両町村長でございますけれども、そういうふうになってまいります。

ですので、このプロセスの進捗を見ながら、先ほど来申し上げておりますけれども、最終処分計画っていうのは課題だというふうに、何回も申し上げております。すいませんが、課題以上のことをお伝え出来ないんですけれども、それはしかるべきタイミングで検討して行くということになるかと思えます。

古村：じゃあまず確認できるのは、処分計画がなければ法によって、概要調査にも移行できないということですね。例えば、処分計画では、ガラス固化体の発生量、それから処分場の規模、スケジュールこういうものを NUMO が実施計画を作って定めるわけですが、入れないということですか。

B：えっとです、現状はですね、平成 20 年に定めました最終処分計画というのは最新版ということで、今現在も生きていう理解でございます。

よって、改定出来てないというところの課題っていうのは、重々認識してございまして、考えていく必要がございますけれども、文献調査から概要調査に移行するに当たってですね、知事と両町村長に意見をお聞きし、意に反して先に進まないというふうにこれまで申し上げてきてございますので、そのプロセスをこれからやりながらですね、最終処分計画の改定自体が課題だというふうには認識しておりますので、併せて検討して行くというふうに考えてございます。

古村：この最終処分計画なんですけれども、最後は平成 17 年、2005 年の原子力政策大綱で最終処分場開始時期を公表していると私共は理解していますが、それが実現されていない理由。こういうものについては、国は説明すべきではないかと思うんです。

原子力政策大綱では示しておきながら、そこでとどまっている。こういう事態を前に進めるべきではないのかと思います。

B：はい。放射性廃棄物対策課でございます。

ここも最終処分計画、これを平成 20 年から改定出来てないことに起因しているというふうに思っております、これ自体は非常に重たい課題だというふうに思っております。しかるべきタイミングでの検討をしっかりとしながらですね、改定のタイミング含めて考えていきたいというふうに思っております。

古村：まず最終処分場が出来なければ、青森県に一時貯蔵するという約束が 30 年 50 年から 100 年、極端に言えば 100 年、200 年も続くのではないかと、こういう心配さえ我々の中にはあるんですが、こういう状況で延期されていくのではないかと、30 年、50 年っていうのがいや 70 年、

80 年、100 年と、ただだろと、無し崩し的に延期される恐れっていうのが出てくるんじゃないかと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

B：はい。放射性廃棄物対策課でございます。

すみません、安全協定の話が何回目かになってしまいますけれども、事業者と御地元の約束である搬出期限をしっかりと守れるように事業者には遵守するよう求め指導して行きたいというふうに思っております。

延長されるのではないかとのご指摘はあるとは思っておりますけれども、まずはですね 2045 年というのを重々認識しておりますし、それに向けた最終処分の取り組みも並行しながら全力で取り組みたいというふうに思っております。

古村：最終処分場の着工なり操業がいつになるかまったく見通しのつかない今の段階では、やっぱり最終処分場以外の捨て場というの、今から、捨て場と言えば、持っていく場所というのを今から検討すべきだと思いますがどうですか。

B：はい。ご指摘の先ほどいただいたものとかぶるところがあるとは思ってございまして、すみせん同じお答えになってしまって心苦しいんですけれども、事業者とご地元での安全協定でお約束、これをしっかりと遵守して頂くように指導していきますし、その上ですみせん、一時貯蔵みたいな仮定のお話のところ、まあこれはすみせん、私ちょっとお答えできるような内容打ち合わせでございせん。

古村：処分場の開始時期が示せないというのであれば、核のゴミ処分というのはずっと出来ない。いわゆる「トイレ無きマンション」というのはこれからもずっと続いて行く、天下にそれを知らしめる。引いては、この核燃サイクル政策と全量再処理政策、原発政策の妥当性とか正当性を失ってしまう。

そういうのを恐れているから、国としては時間稼ぎをこうして作成もせずに、最終処分開始時期を曖昧にしたまま先送りをしているのではないかなと思うんです。そういう意図は無いんですか。

B：はい。放射性廃棄物対策課でございます。

最終処分計画の改定を先延ばしにしているのではないかとのご指摘だと思いますけれども、そういった意図は全くございせん。

こちらでも繰り返しになってしまいますけれども、平成 20 年に定めて以降ですね、2011 年の東日本大震災がございましたけれども、そういった状況変化の中で改定が出来てないのは事実でございまして、しっかりと考えていきたいと思っております。

奥村：共同代表を務めている奥村です。宜しくお願いします。

今までですね、国の考え方、電事連の考え方を考えます、突き詰めて言えば国としては約束を遵守するよう指導していくということを言い続けてきているわけです。

そして電事連は搬出期限を遵守していくということを言い続けてきております。

これは、この場合は私初めてですけれども、青森県に帰ると、県の対策課、県の担当課と議論すると、その時は全く同じことを県の担当者が言っています。

国は遵守するように指導していますから心配しないで下さい。電事連は搬出期限を遵守していくと喋ってますと、ずっともう何年も言い続けて来たんです。全然進展していない。

ここに地元の新聞を持ってきました。むつ新報という青森県内の新聞ですけど、この時、4 月 25 日に 30 年が満了しました。そこで何も動かないので、時事通信が宮下宗一郎知事にインタビューしたんですよ。

なんて言ったのかと言うと「国が主体性を持って、事業者と連携して解決していく課題だ」、つまりさっきも指摘したように、国が第一義的には責任がある。そして事業所は当事者だったのだ

から、これを連携して行く課題だということを言ってるわけです。

私が聞きたいのは、国が、約束を遵守するように指導していると、ところが 4 月 25 日を過ぎたんですけれども、私の素人の感覚で言えば、ずっと指導し続けてきたのに 30 年が遵守出来なければ、これペナルティの問題じゃないですか。どういう 30 年を過ぎたということに関して、国として事業者にどういう指導をしたんですか。その中身を教えてください。

それから電事連はですね、当事者であると同時に、平成六年、1994 年度に結んだ三者協定の立会人なわけですよ。当時確か、東京電力の会長だったと思うんですけども、勝俣電事連の会長が出てきて立会人をやっているんですよ、立会人をやるってことは、県と六ヶ所村と日本原燃の三者の協定がきちんと実現するように立会人として指導監督していく立場ですよ。だから同じことですけども、立会人としてどういう指導をしたんですか。具体的な中身を言って下さい。

特に 30 年を過ぎたというのに、さっき、ペナルティの話しましたが、重大な責任を日本原燃に負わせるとか、ずっとやってるんですか。その指導内容について両者に伺います。

A：はい質問ありがとうございます。核燃料サイクル産業課でございます。

具体的な指導内容についてですけども、先ほどのご回答と重複してしまいますけれども、先日先月ですね、使用済燃料対策推進協議会において経産大臣から事業者に対して、搬入されたガラス固化体の搬出期限遵守と、必要な取り組みの検討を行うように具体的に検討をするように要請をするという形で、指導させていただいております。

鹿内：県議会議員の鹿内ですが、県議会でやりとりをしていて、非常にストレスが、同じストレスを今、感じてまして、直接的にお尋ねしますが、最終処分場の開始時期を国は現時点ではいつと決めてるんですか。現時点では。

A：最終処分計画上に数字はございますけれども、

鹿内：それいつですか

A：えっと平成 40 年代後半と書かれています。

鹿内：もう平成 40 年代というのは、もう過ぎました。まあ間もなくですね。

A：はい。その上で申し訳ありません。従来からのご説明になってしまいますけれども、やはりその御地元文献調査地域の理解なくして先に進めることができないと思ってまして、よってそのスケジュールありきというふうにも言えないところがあって、ですので、まあ一日も早い実現を目指してやっていきたいということで、ちょっとお答えさせていただきたいと。

鹿内：最終処分地の話と、青森県から搬出する時期っていうのは、これまでは一緒だったんですね。2045 年という数字。30 年から 50 年、しかも最終処分場の開始時期というのは先ほど来から言われてる通り、もう 2045 年間に合いませんね。これを確認したいと思うんですけど。2045 年に青森県から搬出する。50 年って予定が遅れて、遅い場合には 2045 年までですから、2045 年 4 月 25 日までに最終処分場が開始することは現時点では不可能ですよ。

B：はい。放射性廃棄物対策課でございます。

鹿内先生仰ってる趣旨ですけども、先ほど来申し上げております、目安の話はあの 20 年 10 年というふうにお示しはしておりますけれども、そこはやはり技術の進展ですとか、各地点、地点での状況、理解の状況、こういったものに影響は必ず受けるというふうに思っております、よってその一日でも早い最終処分場に向けて取り組んでいきたいということで、これも繰り返しになってしましまして申し訳ございませんけれども、お答えになります。

鹿内：一日も早くやりたいと言いながら、処分計画を示さない。それイコール、スケジュールを示さないということです。

そうすると国民の理解得られないじゃないですか。今の処分計画にはちゃんと書いてあるんですよ。それが新たな処分計画もないので、従って開始時期も不明、スケジュールも不明、これを国民に説明したって、処分場どこも受け入れないですよ。こんなデタラメな話し。私はそう思うんですが、いかがですか。

B：はい。放射性廃棄物対策課でございます。

最終処分計画これを改定出来ていないという、それ自体は何回も申し上げてしまい恐縮ですが、認識してございまして、平成 20 年、その前は平成 17 年、最初は平成 12 年ですけど、改定してきた歴史がございまして、それで以降改定が出来ない。これも 17、18 年経ってますけれども、そこはもう非常に問題課題だというふうに思っております、すみません。課題だと思っているからと言ってひらき直っているわけではなくそんなことは全くなくてですね、あのしっかり対応していかなくちゃいけないと思っております。

東日本大震災の後ですとか、足元の原子力発電所の状況がある中で、こういった様々の状況がある中で改定出来ないで、しっかり考えていく必要があるというふう思っております。

鹿内：その課題なんですがね、処分計画で示している開始時期 2015 年で。それまでに概要調査、精密調査、三つの調査受け入れて、調査 20 年、それから建設工事 10 年。およそ 30 年。およそ 30 年って言われてるもの残り 20 年で可能だと思いませんか。幾ら技術が進展しても。

B：あのすみません。これも繰り返しのようになってしまって、本当に申し訳ないんですけども、目安でお示しをしているという風に考えてございまして、20 年 10 年がまあ確率的に掛かるわけではない。

一方で、理論上は短くもなりますし、長くなるというのはおっしゃるとおりでありまして、その中で早期の実現、取り組みをしっかりやりたいと思います。

鹿内：2045 年の最終処分場の操業というのは、極めて可能性ゼロと私は思うんですが、出来るかどうか分からないというのが国の言い分ですから、そうすると出来るかどうか分からないものに、搬出時期の話になります。分からない時期の搬出時期を私どもは、私は信頼出来るわけにはいかない。

従って、処分場以外への搬出、これやっぱり検討すべきだと思うんです。今六ヶ所一時貯蔵から、従って一時貯蔵と最終処分場の間、中間って言葉、むつ中間貯蔵ありますので、誤解を招くので、中間という言葉使いたくないんで、何て言い方をしたらいいか分からないんですが、この六ヶ所から最終処分場の間のその搬出する場所、処分場以外の搬出先を、先ほど「答えられない」、「答えられない」という答えなんです。これ答えていただかないと。いつになったら答えられるんですか。

B：安全協定上ですね、搬出自体は事業者になって参りますので、我々は間に合うようにしっかりと指導してやっていくということがまず最初の答えになりますし、その上ですみません最終処分場というところに最終的には行くんだと思っておりますけれども、その間の仮定のところは、今お答え出来ないでございまして。

鹿内：最終処分場に搬出するか否かという部分は、これは国の原子力長計なり、或いはこれは国が定めたものですね。

処分計画も国が定めたものです。閣議決定頂いてましたから、いずれも閣議決定、国の方針として処分時期を明示して、その処分場に六ヶ所の一時貯蔵施設のものを運びますっていう搬出期限を設けたわけですね。国がそういう処分場、スケジュールを決めたから、事業者は 30 年から 50

年ということで、従って 2045 年に決めた。事業者が勝手に決めたものではなくて、国の長計とか、処分計画があるからです。

それは平成年 6 年 11 月に田中真紀子科学技術庁長官が青森県の当時の北村知事に出してきた文書によると、はっきり長計で国が責任を負うと、国が責任を負うと書いてあるので、北村当時の知事は、国が責任を持つんだっただけということで 30 年から 50 年の安全協定の締結を判断したんです。

六ヶ所村もそうです。一義的には国の責任です。処分場出来ないのも国の責任です。スケジュールどおり行かないのも国の責任です。

従って、搬出責任の第一は、国に責任があります。だから事業者を指導するだけでは、国の責任は果たしていません。答えて下さい。

A：はい。こちらにつきましても核燃料サイクル産業課でございます。

繰り返しのご答弁になってしまい大変恐縮ですけれども、原燃が青森県に提出した文書にある方針というのは、おっしゃる通り、長期計画における 30 年から 50 年というところを引用されていると思いますけれども、そちらの 30 年から 50 年というところについては冷却の為に貯蔵方針というものを定めたものと考えておりますので、日本原燃の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターについては、御地元と事業者の安全協定において、ガラス固化体を一本毎に受け入れてから、30 年から 50 年とされておりまして、原燃は管理期間の終了時点でガラス固化体を事業者へ搬出するものと承知しておりますので、国としましては、事業者に対して約束を遵守するようにしっかり指導して行きたいと思っております。申し訳ございません。繰り返しております。

鹿内：平成 6 年の 11 月 19 日に田中真紀子科技庁長官から当時の北村知事に対して、高レベル放射性廃棄物の最終的処分について（回答）という文書があります。

この文書の中には、先ほど来から出ている長計の話しが、その中には廃棄物の処分に関する役割分担、手順、及びスケジュールが示されており、研究だけの話じゃないですよ、スケジュールが示され、処分方策を進めていくに当たって国は処分が適切、且つ確実に行われることに対して責任を負うとともに、円滑な政策を進める。

科技庁としては、長期計画に示された役割、手順、スケジュールに沿って処分が実現されるよう、関係機関と協力。

国のこういう文言があるので、日本原燃並びに電気事業連合会から青森県の当時の北村知事に対してという国の方針に則り、30 年から 50 年となったんです。

だから 2045 年に決まったのは、国のこの長計です。これ間違いありません。だとしたら、2045 年の責任は第一義的に国にあります。いかがですか。

A：申し訳ございませんが、繰り返しになってしまいます。こちらについては、そのようには考えておりませんで、30 年から 50 年というのは貯蔵計画、冷却のための方針というふうに考えています。

鹿内：先ほど来から、放射性廃棄物対策課の仮定っていう話されました。処分場以外へ搬出のお答えに二度、三度ほど仮定の話に答えられない。

2045 年の最終処分場操業の話も仮定ではないですか。エネルギー基本計画も仮定ではないですか。それが示しているように、原子力長計の事業のほとんど実現してないものがはっきりしています。

仮定の話を、皆さんが都合のいい時は仮定を使う。しかし都合悪くなると、今度は我々に対して、それは仮定の話だと向けてくる。だから処分場以外は仮定の話ではないんです。現実的な問題なんです。もう一度聞きます。処分場以外への搬出について、いつになったら電事連検討します。国はいつになったら検討します。

C：はい。電気事業連合会でございます。

まずですね、ちょっと繰り返しになりますけれども、電力業界としまして、30年を越え、残り20年っていうのは認識しているところでございます。

その上で、こういったことが出来るのかというような、具体的な取り組み内容については、申し訳ないんですけれども、現時点でお答えできる段階ではございません。

ただ、過去ですね、電気事業連合会の会長名ですね、当時の知事に対してのもですね、搬出期限を遵守するということについては、文書でも出しているところでございますので、そういった御地元の首長との約束ということを重要なものと捉えましてですね、搬出期限を実現できるように取り組んでまいります。

鹿内：その取り組む。守る。きちんと、そう2045年までにロードマップを作る必要があると思うんです。きちんと、先ほど古村さんから、検討の時期、タイムリミットの設定をして、ロードマップを作る。

なぜかと言うと、福島の間蔵施設の除染土については、もう2045年3月の搬出期限です。残り20年です。残り20年の福島の場合はロードマップを作る。法律があるから。しかし青森県の場合は、約束の文書がある。法律がないんですが。約束の文書があるけれども、「文書を守るから」「守るから」って言うだけで、空手形ですので、従ってまずロードマップを作ると約束していただけないですか。国と電事連に、2045年までに運び出すロードマップを、福島の間蔵施設からの搬出と同じように。

C：電気事業連合会でございます。

これも現時点で、具体的な取り組み内容にては、あのお答えできる状況にはございません。

今仰っていただきましたような話、ロードマップの話っていうのは貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

鹿内：処分計画が法律では5年に一度、平成20年から出来てないですね。最終処分法鳴り物入りで作ったのに、この17年間、法律で定められた処分計画をなぜ作らないんですか。

B：はい。平成20年以降改定出来ないのは、ご指摘の通りでありますので、その間ですね平成23年度は、平成20年の3年後でありますけれども東日本大震災の関係でございまして、一度原子力発電所がすべて止まっておりますけれども、そういった状況を踏まえてですね、なかなか検討が進んでこなかったというところでございまして、課題だというふうに認識しておりまして、これもしっかり考えていかなきゃならん問題だと思っておるんですけれども、仕事出来ないのは先生の仰る通りでありますので、しっかり考えていきたいと思っております。

鹿内：というふうに逃げるんですね。処分計画に最終処分のスケジュール、ガラス固化体の発生量だけではなくてTRUの発生量まですべて書いてる。

それを処分計画、法律で書きなさいって言うてる。従って処分計画も出来ないということは、最終処分の開始時期も、スケジュールも、或いは廃棄物の発生量も国としては怠慢しているということです。17年間の間。

B：はい。処分計画の上位規定としてですね、基本方針をまず定めるというふうに法律上なっておりまして、こちらについては平成25年（2013年）令和5年になり細かいところは何ですけれども、基本方針は順次変えて参りまして、最終処分が進んでこなかった現状を踏まえてですね、国が前面に立って取り組むべきということを経済機構の方を変えてまいりましたで、先生仰る通り、最終処分の計画の方は現状改定出来てございまして、そこはすみません、重たい課題だというふうに思っています。しっかり考え行きます。申し訳ありません。

澤井：青森の参加の皆さん、どうぞ手を上げて発言してください。。

安藤：はい、青森の県会議員をしています安藤と申します。

国は 50 年までに搬出するよう指導をすると、遵守するよう指導する。そして電事連は遵守できるように努力をして行く。それを繰り返しているわけですがけれども、50 年経った時点でもそのことがずっと続くんではないかっていうふうに危惧します。

50 年後に同じような状況であったらどうするんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたい。

A：ご質問ありがとうございます。50 年後にそういう状態にならないようにしていくよう、しっかり指導して行きたいということを話としては言わせていただければと思います。申し訳ございません。

C：電気事業連合会です。電気事業連合会としてもですね、具体的な内容現段階で取り組みについてお答えすることは出来ませんが、搬出期限を遵守するようにですね、繰り返し申し上げております。

吉俣：県会議員の吉俣ですけど、色々ありがとうございます。

二つあります。一つ、国が指導する。事業者は遵守に頑張っているという、その 2045 年の話ですが、安全協定の解釈をお聞きしたいんです。

つまり安全協定上は青森から出ていくっていうことを決めており、そのことを皆さんは約束して遵守するようにさせているという話のはずなのに、なぜか最終処分地だけ行き先が、話がなんか盛り上がってるんですよ。だから解釈を教えてください。

国が指導している内容は、安全協定上、青森から出て行くということを指導するという国の立場なのか、つまり最終処分場じゃないところも含めて県から出していくということを順守させる国の立場なのかどうか。

電事連は、そのことをつまり最終処分場じゃないところも含めて、青森から出て行くことをそもそも想定した安全協定として考えているのか。安全協定の解釈を一つお聞きしたい。

2 目ですが、30 年から 50 年は冷却期間だっていう話があ国からあって、これは少し私もびっくりしたんですが、じゃあなぜ協定は、30 年から 50 年にしたんだろうなというふうに思ってます。これは電事連にお聞きします。

直接の契約締結者じゃないということはあるかもしれませんが、なぜ冷却期間である 50 年をもって根拠に 50 年で出て行ってもらおうという約束にしたのか教えてください。

A：安全協定の解釈ということだと思いますけれども、事業者はですね、使用済ガラス固化体の搬出をするということを約束していますので、搬出をするということについて、しっかり指導することだと思います。

A：約束の文面に最終処分と書いてあるわけではないんじゃないかないんです。

ないです。そうであれば、指導するという対象は搬出することということだと思います。

C：電気事業連合会でございます。

電気事業連合会として、先ず安全協定の議論の中で管理期間として定めさせていただいているところがございますので、まずはそれが協定の内容ということで、それを遵守する取り組みを進めていくということでございます。その期間についてもですね、協定を結ぶにあたって両者間、自治体を含めた議論をした結果と認識してございます。

吉俣：そうすると、搬出先が最終処分地と限らないと言う以上は、最終処分地以外の検討を直ちにやるべきだということを述べておきます。

荒木：この場において気がついていないことは、今、事業者とか、経産省の方々が説明に来ておりますが、あなた方のお年頃のあたりに私達はこういう反対運動に関わったわけです。

私達は、すべてのこの物語を、ここにおられるあなた方以外の人達は、その物語を全て分かっているわけです。あなた方は常に2、3年で立場が変わるわけです。だけど私達は変わらないわけです。その中で一番はっきりしていることは、青森県にとって、六ヶ所村にとって、最終処分場が出来ようが出来まいが、50年経ったらどっかに持ってほしいわけですよ。それだけなんです。

あなた達はね、勘違いしてもらっちゃ困るわけです。最終処分場が出来なかったら、青森県から出て行かないんじゃないわけです。青森県から最終処分が出来ようが出来まいが、それは私達青森県民にとって何も関係のないことなんですよ。そう思いませんか。教えてください。

B：放射線廃棄物対策課でございます。

最終処分場以外か、最終処分場かということで、ここもすみません、今日こちらのご質問も、何回か同じところを頂戴しておりますけれども、すみません繰り返します。やはり事業者と御地元の安全協定に基づいて搬出するのを指導していく、ここに変わりはございませんで、その上で国としては最終処分場これの一日も早い実現に向けて、最大限取り組んでいくというのが現在の方針でございます。以上になります。

C：電気事業連合会でございます。

こちらと同じような回答になり、大変恐縮でございますが、我々としてもその定められた地元のお約束している、その搬出期限というものをですね、遵守できるように取り組みを進めてまいります。以上でございます。

佐原若子（衆議院議員）

私ね、心臓のバイパス手術をしたのですよ、この議論をすると胸が苦しくなる。何十年も前に六ヶ所に行った時「トイレなきマンションだよねと言ったら」おまえ帰れと言われたことがあり、その時5日間ぐらいい不眠症になったことがあり、それくらい青森県民にとっては重い問題ですよ。

みんなも分かっていると思いますが、原子力には先が無いし、行き場も無い、この日本の中で4つのプレートがせめぎ合って、水脈もいっぱいあって、地下水もいっぱいあって、どこにももって行き場は無いですよ。NUMのマップを見てください、どこが最適地、科学的根拠のもとづいてとか書いてありますが、ただ搬出に便利な海岸を選んだだけで、誰もほしくないですよ、だから元栓をとめてほしいの、原発を止めて、元栓を止めてこれ以上出さない、ワンスルー再処理もしない

彼らも苦しいは、私解るんですよ、正しいことを言ったら飛ばされるし、今だって、金だけ、自分だけという人たちがいて、彼らが、そうやって私たちをお互いに分断しないで、じゃ日本はどうするのか、ある人に聞いたことがある。彼女は昔官僚だった「だって原発をやったところはお金をもらっているんだもの、そこに置けばいいじゃん」と言われた。そういう意識なんだよ、日本の中で青森県の痛みになって、わかりはしないと思うよ。

でも、福島で武藤類子さんは、ある時、使用済燃料は青森県に搬出しないという運動をされたことがあって、そのマインドを持った人たちもいっぱいいる。

だから彼らだって就十苦しんでいると思うんですよ。それが問題なのでなく、もっと本当に本質的なことをみんなで話し合わなければいけないし、この国という強大な権力が私たちに札ビラでほったたけをたたいてやらされてきたことをそのしっぺ返しが来ている

だから、本当にみんな、青森県の人も 本当は何を達成したいのか、原発を止めようよ、日本を変えようよ、再処理なんていない。それで

言いたいことは、やめましょうという事ですよ、根本的にみんなで基本に立ち返って、お互いに、攻めることでなく、分断することでなく。

いわぶち友（参議院議員）

今日の議論を聴いていて一番感じたことは、国が無責任だと思うですね。

国に責任があるってこと、大前提にして言いますけど国は指導する責任があるという話だったんですけど、指導って事業者に対して何か言えればいいという話じゃないと思うですね。約束を守らせるといふ責任があるということだと思うんですね。

それ結局は国に責任があるってことだと思うんですよ。だから国の責任をちゃんと果たせっていうこと。これを強く求めたいというふうに思うんです。

あわせて最終処分場、皆さんの地元に理解が必要だってことを盛んに言っていたんですけど、理解が必要っていう点で言えば、ここにいる皆さんの青森の皆さんの理解こそ必要なんじゃないかってことだと思うんですね。

それに対して、ちゃんとね、説明責任も含めて皆さんの責任を果たしているかって言ったら、今日のやり取りを見たら果たしてないわけですよね。それをどう考えるのかってことをちゃんと受け止めてほしいという事ですよね。

そして先ほど話もありましたけども、私福島の出身なんですけど福島も今除去土壌の問題で非常に似たような問題を抱えているわけですよね。それで結局、核のゴミの処分場も決まっていなくてなんで原発を最大活用するのかってことなんです、それをやっぱり撤回しろっていうことを強く求めたいと思います。ありがとうございます。

田端：青森県会議員の田端と言います。

先ほども何回も、こちらからもお話が当たっていることなんですけど、平成6年11月19日付けの回答で、国の長期計画にということで、国が処分が適切かつ確実行われることに対して責任を負うと、ここに明確に国の責任であるっていうことがあるんです、これが今も生きているのかどうかその確認をしたいと思います。

先ほどのやりとりを聞いていると、どこにも責任がないように聞こえてしまって、前のこの田中真紀子さんとの国の責任が、この文章は今も生きているのかどうなのか、ここを確実に確認したいと思います。お願いします。

A：はい質問ありがとうございます。核燃料サイクル産業課でございます。

指摘されているあの文書については、今も有効な文書だというふうにしております。

菊川：六ヶ所村で農家をしております菊川慶子と申します。

皆さんの話を聞いても、最終的にじゃあ20年後、核のゴミはどうなるのか、全く分からないというか、六ヶ所村はすごく綺麗なんですよ。水も空気もまだ綺麗なんですよ。そういう所で、自然がいつまで綺麗なのかっていう心配があるんですよ。

皆さんが真面目に考えてないんじゃないかなというふうに思うんですけども、この東京に来てからの自然というか様子と、六ヶ所村で暮らしている自然というのが全く違うんじゃないかと思うんですよ。でも本当に、私の今の自然が綺麗な空気の中で暮らしていて、それを守りたいと思います。20年後どうなってるのか、どうしても分からないですけど、皆さんもどうぞいつまでも、綺麗な空気の中で暮らせるように、今の放射線、放射能、原発のゴミを無くしてほしい。今すぐに無くしてほしいと思います。

山田：2月25日にですね、北海道のメンバーと同じようにここに並んで、同じ顔ぶれでそこに並ばれていたのが、NUMOの方がここに居ないけども、そんな形の中で青森から来た山田と荒木さんと2人発言した時にはですね、北海道の方々にはすごい計画性があるって、これから進めていきますよ。頑張っていていきますって約束してたのに、私達青森から来たことを喋ると、青森の約束というのは三者の約束だから私達は直接関係ありませんっていう冷たい発言があったし、荒木さんが聞いた質問、適地マップを出して言ったら、全然約束が守られてないっていう、話をしたわけですよ。

今日の話とほとんど似たような部分で、結局はどこにも責任がないという状況で、ここまでずっと長い時間かかってるんだけど、なんか候補地にされてる北海道とか佐賀に行ったら、別な話してるんじゃないか。国はこれ約束守るから、絶対大丈夫です。皆さん最終処分場受けてくださってみたいに、他の所ではやるんだけど、青森県に向けてはこんな対応だっていうことがよく分かりましたということですね。

これだったらとてもじゃないけど、20年後に持って行く所が青森県から持ち出す所がないんだろうということを改めて確認ができたような気がするので、もう一度内部で調整して、さっきの発言の中にありましたけど、ロードマップをしっかりと作って、その中で青森県にもう1回説明をするような状態で計画を進めてくれないと、このままだったら20年も経ってもやっぱり出まさんでしたねってなりそうなので、大変な不安を抱えて帰るってことになりますから、皆さんもその辺のことをもう1回考えてロードマップ作成について、しっかり努力してほしいなあと思います。宜しくお願いします。

舩田世喜男（衆議院議員）

青森一区選の舩田です。一区とは六ヶ所、東通村、大間があります。住民の理解をうんぬんというお話ありましたが、青森県民の理解は既にできているのです。

それは最終処分場は青森県では作らないと、これは県民の理解ですから。北村知事のお話、鹿内県議からのお話聞きました、田中真紀子科技庁長官との話を聞きました。当時私は市議会議員だったのでそこで議論はしていません。私は木村知事、三村知事2人の知事との議論した県会議員です。

知事が変わる度に青森県知事が変わるたびに最終処分場にしないとカメラの前でやっているわけで、これは守ってもらう。

できる、できないの次元の問題ではありません、このことを深く認識してください。

私は今日ここに出ているのは、最終処分場は青森県に作らないという趣旨の集会という理解のもとで来てます、この一点で出席しています。理由をつければ、4時にも3時30分にも大事な部会があったのですが、ただ青森県民にとって重要なので、私はここでずっと座っています、この事を受け止めて下さい。

言葉で交わすとかそういう政治は、納得の共感を求める石破政権に合わない話で、これは重い話ですから、しっかりと受け止めて、国だけでできるのかできないのか国際的な共通課題にするのかどうかも議論していかなきゃいけないんじゃないですか、国内できないのなら、各国の知見や知恵を集約してこの不安を取り除くということも国として経済産業省庁としてはそういう考え方も私は持つべきだと思います。

皆さん大変ご苦労様です。

紙智子（参議院議員）

農水委員会があり、今、終わってきたところであります。今日の申入れの主旨を読ませていただきました。本来、30年から50年ということで期限が来ているのにも関わらず、何の説明がなしと書いてあり、本来国策としてやってきたことなのに国が一番責任を持っているはずなのに、事業者を指導するみたいなの、そもそも違うじゃないのと思います。

それでお怒りになっているみなさまの気持ちもわかります。

私北海道出身なんですけど、この六ヶ所と違うんですけども、北海道というと幌延というところがありまして、ここにいったら核廃棄物を、どう深い地層の奥にしまい込むかということでの研究施設はあるんです、そのことをめぐって長い間の住民の闘いがつづいており、北海道は今の段階ではやっぱりそういうのは持ち込まないということにはなっていますから、そういう形でずっと続いてきてるんですけど、やっぱり今回のことを含めて本当に連帯しながらですね 私たちも頑張っていきたいということを一言申し上げました。

福島みずほ（参議院議員）

参議院法務委員会があったり、この後も参議院での上映会もあり、ギリギリまでしか入れず申し訳ないです。

期限が来ているにも関わらず、主導的にやらないということも本当に問題です。もっと言えば六ヶ所村にも何度も行っていますし、大間にも行ったりしていますが、青森はやっぱりずっといろんな負担を押し付けられたというふうに思っています。

約束が来ても守らないということをきちんと考えてもらいたい、ただ対馬や北海道や、とりわけこないだ対馬で核のゴミについて地元が反対するという、市長が反対しているわけですが、いろんなところに行っていますが、だから本当は核のゴミをこれ以上もう増やさないために再稼働しないことと、それから約束を本当に守って青森がずっと最終処分場になるんじゃないかっていう不安を抱えながら、でも引き受けたと、しかしそのことを規かとして、最終処分場にしようとしてるんじゃないかっていうことも、実は正直青森の人たちも本当に心配をしていると思います。

ですから、このことについてしっかり搬出期限を守るようにしていただきたいです。私はさらに言えばこれ以上、核のごみを増やさない脱原発をしっかり本当に政府の政策として転換するよう、社民党は全力でやっていきたいというふうに思っています。

六ヶ所、これ再処理工場も無理ですから核燃料サイクル無理ですから、再処理工場にも19兆円かかりますからこれはもうやめてほしい以上です一緒に頑張りましょうありがとうございました

山崎誠（衆議院議員）

今日はありがとうございました。

私も話聞かせていただいて、ちょっともう何と言うか、もう少しね、前向きな議論ができるっていか、お答えいただけないと、話にならないと。折角皆さん出て来ていただいているのに、とても残念な会合でした。

皆さん本当に必死だったと思うんですが、このままでは終わらないと。具体的にいくつかのポイントが出てきました。ロードマップをどうするかね。そして最終処分が間に合わないという場合には、どこにどういう風にするのかっていうことを、具体的にやはり議論をしてほしいということだと思います。

これは、今日これで終わりということではなくて、また引き続きですね議論続けさせてください。だから、出さなきゃいけないガラス固化体がどういう形で幾つあって、それを他に持って行くんだら、どういう施設が他に必要なのか、そういった所もちょっと具体的にやっぱり議論しないと、お話にならないと思います。

最終的にはやっぱり最終処分がね、どっかでやるっていうのは、これはもう国の責任でもあり、我々世代の責任ですから、これはやらないわけにはいかないの、ただそのタイミングがね、いつになるか、どこになるか、そういうもう少し、もし時間が掛かるのであれば、今青森の皆さんとの約束を守るために、次のステップ、策を具体的にやらなきゃいけないので、それは電事連の皆さんと協力しながら、国も前面に立って、その議論をするということは今日の皆さんとの約束にしたいと思いますので、是非是非宜しくお願いいたします。

私も何度も六ヶ所村行かして頂いたりしていますけれども、本当にこの原発・核の問題は本当に難しい問題ですから、これ政治がやっぱりちゃんと向き合っていないといけないんだと私が一番思っておりますから、行政の皆さんに汗をかいて頂きたいと思います。

今日の会の課題を持ち帰って、引き続きの対応をお願いして行きたいと思います。宜しくお願いします。

澤井：

エネ庁みなさま、規制委員会みなさま、電事連のみなさま長い時間お付き合いいただき本当にありがとうございました

市民のみなさまありがとうございました
これからもこの問題を考えていきたいと思います。
また、次回お逢いしたいと思います。

■国等のヒアリング集会、終了後参加で感想等を含め、意見交換をおこないました



青森からの参加者

文責 核のゴミから未来を守る青森県民の会 古村一雄共同代表・事務局長兼務

高レベル搬出順守を

25.5.14
本県の市民団体
国会で初の集会

六ヶ所村に一時保管され
ている高レベル放射性廃棄
物（ガラス固化体）の搬出
期限を巡り、市民団体「核
のゴミから未来を守る青森
県民の会」は13日、国会内
で初となる集会を開いた。
六ヶ所に搬入された海外返



国の担当者に質問
する古村共同代表

還の固化体は保管期間を30
〜50年としているが、今年
4月で最初の受け入れから
30年が経過。同会は国と電
気事業連合会の担当者に期
限の順守を強く求めた。

本県からは阿部一久、奥
村榮、古村一雄の各共同代
表、県議4人など計14人が
参加。升田世喜男（立憲民
主党）、佐原若子（れいわ
新選組）の両衆院議員も出
席した。

古村氏は、最終処分候補
地の調査や施設建設などを
考慮すると50年の順守も不
可能だと主張、処分地以外
に固化体を搬出する検討が
必要だと国に訴えた。県議
からは「期限順守の第一義

的な責任は国にある。事業
者を指導するだけでは、全
く責任を果たしていない」
との声も出た。

終了後、阿部氏は「固化
体がなし崩しのとどめ置
かれるのでは」との懸念が
ある。国会議員と連携して
今後も運動を進めたい」と
語った。
（加藤景子）

「核のゴミ搬出へ 具体的な対応を」

25.5.14
国や事業者に
反核燃体要請

六ヶ所村に一時貯蔵され
ている高レベル放射性廃棄
物を巡り、青森県内の反核
燃体でつくる「核のゴミ
から未来を守る青森県民の
会」は13日、国会内で国や
事業者側と面談し、204
5年までとなっている搬出
期限の順守に向け、具体的
な対応を要請した。

会のメンバーや青森県議
4人のほか、野党国会議員
らも出席した。

冒頭、阿部一久共同代表
が国側に要請書を提出。高
レベル廃棄物の発生量や具
体的なスケジュールを盛り
込んだ最終処分計画の早期
改定などを求めた。質疑応
答では、参加者側から、残
り20年での搬出に向けてロ
ードマップ策定などの担保
を要望する声が上がった。
ただ、資源エネルギー庁
の担当者は「一日でも早い
最終処分場の建設を目指し
ていきたい」などの回答に
終始。電気事業連合会は、
必要な具体的な取り組みを
検討するとしたが、その内
容については言及しなかつ
た。
（福田駿）